

介護保険用

## 指定居宅介護支援(ケアプラン作成)事業

### 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(岐阜県指令第537号の112)

指定事業所番号 2171600014号

指定年月日 平成11年 9 月17日

#### ◎居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族などの希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者などと連絡調整を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画変更します。

## ハートピア居宅介護支援事業所

瑞浪市市民福祉センター『ハートピア』内

社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会

# 指定居宅介護支援（ケアプラン作成）事業重要事項説明書

※ 当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

名称 社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会  
代表者 会長 渡邊 勝利  
所在地 瑞浪市樽上町一丁目77番地  
電話番号 0572-68-4148  
FAX番号 0572-68-4173  
設立年月日 昭和56年10月1日

### 【主な事業】

- 1) 社会福祉協議会の活動をより広く知っていただくため『社協だより』の発行など啓発活動の展開。
- 2) ボランティア活動
- 3) 高齢者福祉活動
- 4) 心身障がい者（児）福祉活動
- 5) 福祉教育活動
- 6) 社協支部活動（瑞浪、土岐、稲津、陶、釜戸、日吉、大湫、明世）
- 7) 心配ごと相談事業
- 8) 生活福祉資金貸付制度の活用と運営
- 9) 日常生活自立支援事業

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 ハートピア居宅介護支援事業所  
平成11年9月17日指定  
(岐阜県指令第537号の448)
- (2) 所在地 瑞浪市樽上町一丁目77番地  
瑞浪市市民福祉センター『ハートピア』内
- (3) 介護保険事業所番号 2171600014
- (4) 提供サービス 居宅介護支援（ケアプランの作成）
- (5) 管理者 佐々木 睦
- (6) 連絡先 電話 0572-68-4148  
FAX 0572-68-4301

- (7) サービス提供地域 瑞浪市内
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の業務も併せて行っています。

- ① 訪問介護事業 平成12年1月28日指定  
(岐阜県指令第537号の112)
- ② 予防訪問介護相当サービス 平成30年4月1日指定  
(瑞浪市指令第258号の14)

### 3. 営業日及び時間

営業日	月曜日から金曜日，ただし祝日，年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ※必要に応じ、土・日・時間外も対応します

### 4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※介護支援専門員一人当たりの担当利用者数は、国の定める基準を上限とします。

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長(管理者) (人)	1		介護支援専門員兼務
2. 介護支援専門員 (人)	2	2	ケアプランの作成

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容と利用料金(契約書第3条から第6条、第8条参照)

[サービスの内容]

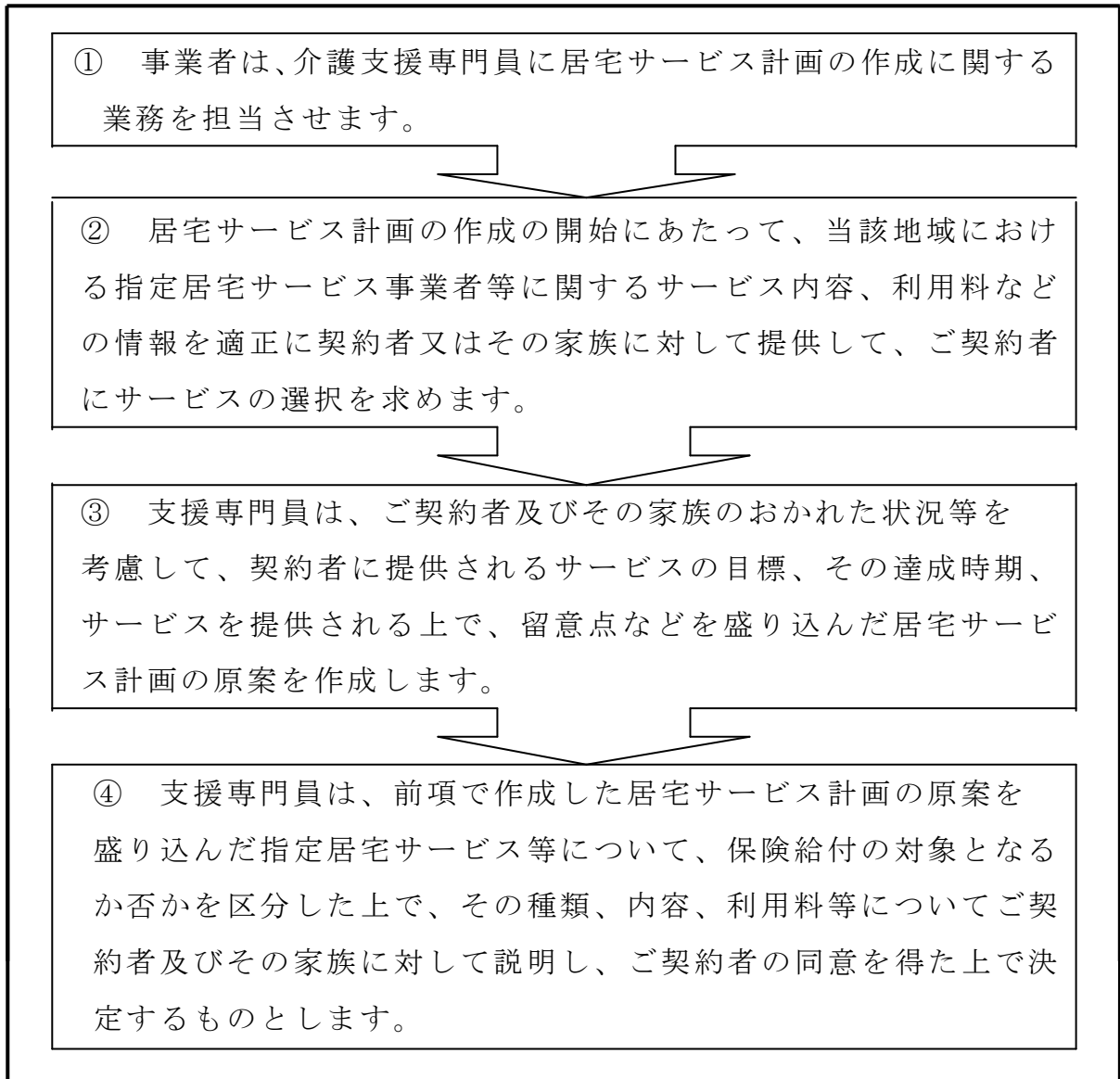
#### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮

して、公平中立の立場で居宅サービス計画を作成します。

ご契約者及びその家族は、ケアプランに位置づけた事業所を選んだ理由の説明のほか、複数の事業所の紹介を求めることができます。

### 居宅サービス計画作成の流れ]



### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な支援を行います。

### ③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更いたします。

### ④ 入院時における医療機関との連携

入院時には医療機関に対し、退院後の在宅生活が円滑に送れるようにする為、担当ケアマネジャーの氏名・連絡先を伝えてください。

### ⑤ 介護保険施設への紹介

ご契約者が自宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望される場合には、介護保険施設等への紹介をさせていただきます。

## [サービス利用料金]

居宅介護支援に関するサービス料金について、事業者が法定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により事業者が介護保険からサービス料金の金額に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払ください。

要介護 1・要介護 2	10,530円
要介護 3・4・5	13,680円

### (2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施区域（瑞浪市内）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

1 kmあたり 27円（ハートピアよりご契約者宅まで往復）
-------------------------------

### (3) 利用料金のお支払方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します

ので、翌月 17 日までに以下の方法でお支払ください。

ア 指定金融機関	
金融機関名	大垣共立銀行 瑞浪支店
預金種別	普通預金
口座番号	1 3 6 4 1 7
口座名義人	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会 会 長 渡 邊 勝 利
イ 金融機関口座から自動引落とし	

前記 (2) の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払ください

## 6. サービス利用に関する留意事項

### (1) サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

#### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員を指名することはできません。

## 7. 事故・トラブル発生時の対応

説明書 1 ページの電話番号宛又は、担当の介護支援専門員宛にご連絡をお願いいたします。必要に応じて、サービス担当者、市町村窓口等への連絡等必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 8. 秘密保持義務

- (1) 事業者及び介護支援専門員は正当な理由がない限りご契約者に対するサービスの提供にあたって知り得たご契約者又は、ご契約者の家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、その介護支援専門員が退職後、在職中に知り得たご契約者、又はご契約者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者はご契約者又は、ご契約者の家族の個人情報を用いる場合において、ご契約者、ご契約者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてそれらの個人情報を用いませぬ。
- (4) 個人情報は、サービス担当者会議及び、医療機関、介護事業者との連携・照会が必要になったとき、又は緊急の場合のみに利用します。
- (5) 個人情報の利用に当たっては、同意を得た場合であっても必要最小限の範囲で使用するものとし、関係者以外の者に洩れることのないように細心の注意を払います。

## 9. 情報の開示

- (1) 当事業所は、ご契約者の求めに応じ、ご契約者ご自身に関するサービス提供記録を開示しております。ただし、ご本人以外からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。
- (2) ご契約者自らが、事業者を選択するための情報を公表しています。ご契約者本位の選択により事業者のサービスの質の向上を図ることを主旨として、そのサービスの内容についての情報となっています。これらの情報はインターネットでも閲覧が可能です。

厚生労働省 介護サービス情報の公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

## 10. 相談窓口及び苦情の対応（契約書第17条参照）

◇当事業所でのサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ハートピア居宅介護支援事業所	
◎電話番号	68-4148
◎FAX番号	68-4301
◎相談責任者	佐々木 睦
◎受付時間	毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

◇公的機関においても、次の機関にて苦情相談ができます。

瑞浪市役所高齢福祉課（土・日・祝日を除く）	
◎所在地	瑞浪市上平町一丁目1番地
◎電話番号	68-2116
◎FAX番号	68-0294
◎対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで

介護保険テレホン相談室（土・日・祝日を除く）	
◎電話番号	0120-68-2941（フリーダイヤル）
◎FAX番号	0120-68-0622（フリーダイヤル）
◎対応時間	午前8時30分から午後5時まで

岐阜県国民健康保険団体連合会（略称 国保連）	
◎所在地	岐阜市下奈良二丁目2番1号（福祉農業会館内）
◎電話番号	058-273-1111（内線2597）
◎FAX番号	058-277-0431
◎対応時間	午前9時から午後5時まで（平日）

### ◇第三者委員

地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、公正・中立な立場から本事業所へのサービスに対するご意見等をいただいています。

本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

瑞浪市社会福祉協議会第三者委員			
◎加藤 敏雄	瑞浪市明世町戸狩570	68-6492	
◎永井 明美	瑞浪市土岐町2679	68-2005	

平成30年4月1日現在